

北海道特別職報酬等審議会資料

〈資料 1〉北海道特別職報酬等審議会条例

- 特別職の報酬等及び期末手当について
 - 〈資料 2 - 1〉特別職の報酬等の改定状況
 - 〈資料 2 - 2〉人事委員会勧告の概要
 - 〈資料 2 - 3〉特別職と一般職の給与改定率等の比較
 - 〈資料 2 - 4〉都道府県別報酬月額等の状況
 - 〈資料 2 - 5〉特別職等の期末手当支給月数の改定状況
 - 〈資料 2 - 6〉都道府県別期末手当の支給状況

- 知事等の退職手当について
 - 〈資料 3 - 1〉知事・副知事・教育長の退職手当について
 - 〈資料 3 - 2〉都道府県別退職手当の支給状況

- 行政委員会委員の報酬について
 - 〈資料 4 - 1〉行政委員会委員の報酬の状況
 - 〈資料 4 - 2〉都道府県別各行政委員会委員長(会長)の報酬の状況

北海道
令和4年11月

北海道特別職報酬等審議会条例

昭和40年条例第50号
最終改正 平成28年3月31日

(設置)

第1条 議会の議員の議員報酬等並びに知事、副知事、北海道教育委員会教育長及び北海道特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年北海道条例第64号)第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員の給料及び報酬等の公正を確保するため、知事の附属機関として、北海道特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 議会の議員の議員報酬及び期末手当に関すること。
- (2) 知事、副知事及び北海道教育委員会教育長の給料並びに期末手当及び退職手当に関すること。
- (3) 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第3号及び第7号に掲げる特別職の職員のうち常勤の委員の給料及び期末手当に関すること。
- (4) 北海道特別職職員の給与等に関する条例第1条第1号から第11号までに掲げる特別職の職員のうち非常勤の委員の報酬に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

特別職の報酬等の改定状況

■ 特別職の報酬等の改定の考え方

特別職の報酬等の考え方（これまでの審議会での意見）

- 一般職の給与及び給与改定状況との均衡
- 他府県における特別職の報酬等との均衡及びその改定状況
- 社会経済情勢の変化等
- 道行財政を取り巻く諸状況や道の財政状況等

⇒ これらを総合的に勘案

区分	給料又は報酬		期末手当 支給月数 ※R3.12改正	備考
	現行の月額 ※H4.10.1改正 (改正前の月額)	減額後の月額 (減額)		
知事	1,380,000 円 (1,250,000 円) 増加率10.4%	966,000 円 (▲414,000 円) 減額率 30%	年間 3.25月 (手当額は減額後の給料月額を基に算定)	減額期間は、知事の任期中(R5年4月まで)
副知事	1,100,000 円 (1,000,000 円) 増加率10.0%	957,000 円 (▲143,000 円) 減額率 13%		
教育長	900,000 円 (820,000 円) 増加率 9.8%	828,000 円 (▲72,000 円) 減額率 8%		
監査委員	810,000 円 (740,000 円) 増加率 9.5%		年間 3.25月	
議長	1,160,000 円 (1,050,000 円) 増加率10.5%			
副議長	1,040,000 円 (950,000 円) 増加率 9.5%			
議員	900,000 円 (820,000 円) 増加率 9.8%			

人事委員会勧告の概要（一般職）

勧告状況 勧告年(月日)	給与改定(公民較差)		期末・勤勉手当	
	改定額	改定率	年間 月数	前年度 増減
平成5年(10.6)	円 6,190	% 1.89	月 5.30	月 ▲0.15
平成6年(10.4)	3,978	1.18	5.20	▲0.10
平成7年(10.3)	3,095	0.90	※5.20	—
平成8年(10.4)	3,345	0.95	※5.20	—
平成9年(10.3)	3,642	1.01	5.25	0.05
平成10年(10.9)	2,991	0.81	※5.25	—
平成11年(10.4)	1,095	0.29	4.95	▲0.30
平成12年(10.2)	440	0.11	※4.95	—
平成13年(10.11)	0	—	4.70	▲0.25
平成14年(10.10)	▲8,161	▲2.06	4.65	▲0.05
平成15年(10.8)	▲4,426	▲1.13	4.40	▲0.25
平成16年(10.8)	0	—	※4.40	—
平成17年(10.13)	▲1,485	▲0.37	4.45	0.05
平成18年(10.6)	0	—	※4.45	—
平成19年(10.5)	0(69)	-(0.01)	※4.45	—

勧告状況 勧告年(月日)	給与改定(公民較差)		期末・勤勉手当	
	改定額	改定率	年間 月数	前年度 増減
平成20年(10.3)	円 0	% —	月 ※4.45	月 —
平成21年(10.9)	▲914	▲0.23	4.15	▲0.30
平成22年(10.8)	▲934	▲0.23	3.95	▲0.20
平成23年(10.27)	▲1,046	▲0.26	3.95	—
平成24年(10.5)	0	—	※3.95	—
平成25年(10.4)	0	—	※3.95	—
平成26年(10.3)	862	0.22	4.05	0.10
平成27年(10.2)	578	0.15	4.10	0.05
平成28年(10.7)	657	0.17	4.30	0.20
平成29年(10.6)	484	0.13	4.40	0.10
平成30年(10.10)	628	0.17	4.45	0.05
令和元年(10.4)	435	0.12	4.50	0.05
令和2年(10.30、11.27)	0	—	4.45	▲0.05
令和3年(10.8)	0	—	4.30	▲0.15
令和4年(10.7)	845	0.23	4.40	0.10

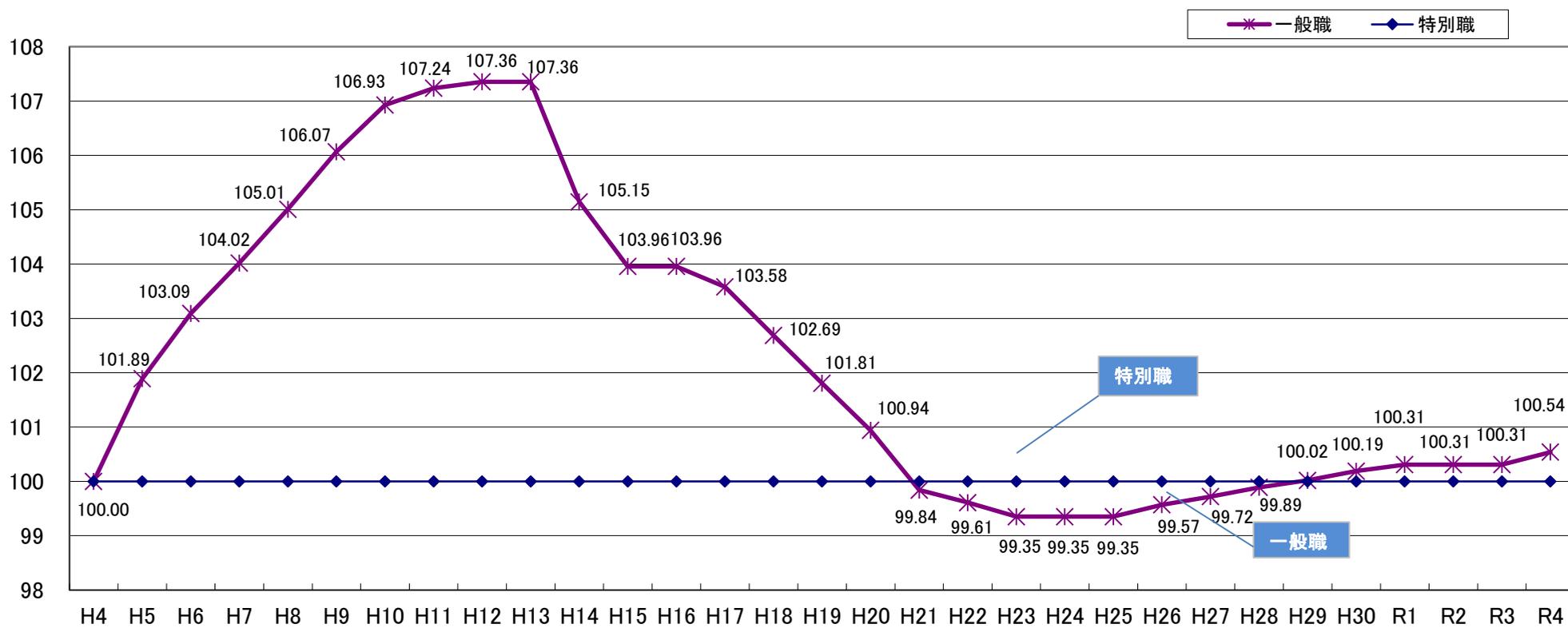
※ 期末・勤勉手当に関する勧告なし

特別職と一般職の給与改定率等の比較

〈一般職の改定率と特別職との比較〉

改定年	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
一般職 単年度 改定率	2.80	1.89	1.18	0.90	0.95	1.01	0.81	0.29	0.11	-	▲2.06	▲1.13	-	▲0.37	▲0.86	▲0.86	▲0.85	▲1.09	▲0.23	▲0.26	-	-	0.22	0.15	0.17	0.13	0.17	0.12	-	-	0.23
一般職 累積(連乗) 改定率		1.89	3.09	4.02	5.01	6.07	6.93	7.24	7.36	7.36	5.15	3.96	3.96	3.58	2.69	1.81	0.94	▲0.16	▲0.39	▲0.65	▲0.65	▲0.65	▲0.43	▲0.28	▲0.11	0.02	0.19	0.31	0.31	0.31	0.54
一般職と特別職 との比較(※)	100.00 (改定)	101.89	103.09	104.02	105.01	106.07	106.93	107.24	107.36	107.36	105.15	103.96	103.96	103.58	102.69	101.81	100.94	99.84	99.61	99.35	99.35	99.35	99.57	99.72	99.89	100.02	100.19	100.31	100.31	100.31	100.54

(※) H4の一般職と特別職の報酬水準を100とした場合の、一般職の累積改定率 (R4の累積改定率 = $\frac{R3の累積改定率 \times (R4の単年度改定率 + 100)}{100}$) / 100
100.31 0.23



都道府県別報酬月額等の状況(知事・副知事・教育長・監査委員)

知事	
都道府県	給料月額(減額後)
大阪府	1,520(1,064)
東京都	1,456(728)
神奈川県	1,450(—)
埼玉県	1,420(—)
千葉県	1,390(—)
広島県	1,389(—)
北海道	1,380(966)
愛知県	1,379(1,103)
福岡県	1,350(—)
茨城県	1,340(—)
岐阜県	1,340(—)
兵庫県	1,340(938)
福島県	1,320(1,122)
愛媛県	1,320(1,188)
宮城県	1,310(—)
群馬県	1,310(—)
静岡県	1,301(—)
富山県	1,300(1,170)
石川県	1,300(910)
福井県	1,300(—)
徳島県	1,300(975)
長野県	1,292(—)
京都府	1,292(1,189)
栃木県	1,290(1,161)
岡山県	1,290(—)
山口県	1,290(1,161)
香川県	1,285(—)
三重県	1,280(—)
新潟県	1,276(1,021)
青森県	1,260(—)
佐賀県	1,260(—)
長崎県	1,260(1,134)
山梨県	1,250(—)
滋賀県	1,250(—)
山形県	1,240(—)
島根県	1,240(1,116)
熊本県	1,240(—)
大分県	1,240(1,201)
宮崎県	1,240(—)
鹿児島県	1,240(—)
岩手県	1,230(—)
沖縄県	1,230(1,046)
高知県	1,220(1,098)
奈良県	1,214(1,093)
秋田県	1,210(968)
和歌山県	1,210(1,137)
鳥取県	1,151(—)

副知事	
都道府県	給料月額(減額後)
東京都	1,189(—)
神奈川県	1,160(—)
埼玉県	1,134(—)
千葉県	1,110(—)
北海道	1,100(957)
愛知県	1,093(1,060)
広島県	1,091(—)
茨城県	1,080(—)
福岡県	1,080(—)
静岡県	1,063(—)
群馬県	1,060(—)
岐阜県	1,060(—)
大阪府	1,050(903)
兵庫県	1,050(893)
福島県	1,030(927)
京都府	1,023(982)
宮城県	1,020(—)
富山県	1,020(918)
石川県	1,020(—)
福井県	1,020(—)
岡山県	1,020(—)
山口県	1,020(969)
栃木県	1,010(939)
三重県	1,010(—)
愛媛県	1,010(949)
新潟県	999(849)
長野県	996(—)
徳島県	990(891)
佐賀県	990(—)
長崎県	990(921)
大分県	990(959)
滋賀県	980(—)
香川県	980(—)
宮崎県	980(—)
青森県	970(—)
島根県	970(892)
熊本県	970(—)
鹿児島県	970(—)
沖縄県	970(873)
山梨県	960(—)
山形県	954(—)
岩手県	950(—)
和歌山県	950(893)
奈良県	947(900)
高知県	940(912)
秋田県	930(791)
鳥取県	906(—)

教育長	
都道府県	給料月額(減額後)
東京都	1,107(—)
神奈川県	950(—)
埼玉県	937(—)
群馬県	930(—)
茨城県	910(—)
愛知県	905(887)
北海道	900(828)
宮城県	900(—)
福島県	890(846)
福井県	890(—)
山梨県	890(—)
岡山県	890(—)
大阪府	880(845)
兵庫県	880(854)
山口県	880(836)
愛媛県	880(836)
福岡県	880(—)
富山県	850(765)
岐阜県	850(—)
新潟県	842(716)
栃木県	840(798)
静岡県	824(—)
長野県	823(—)
徳島県	820(779)
青森県	810(—)
広島県	810(—)
香川県	810(—)
京都府	809(777)
三重県	808(—)
石川県	801(—)
滋賀県	800(—)
高知県	780(764)
宮崎県	780(—)
島根県	775(729)
秋田県	770(655)
長崎県	770(732)
熊本県	770(—)
鹿児島県	770(—)
奈良県	766(728)
大分県	765(742)
佐賀県	760(—)
岩手県	750(—)
和歌山県	750(—)
鳥取県	744(—)
沖縄県	720(—)
山形県	715(—)
千葉県	662(—)

監査委員	
都道府県	給料月額(減額後)
東京都	862(—)
埼玉県	848(—)
大阪府	830(797)
北海道	810(—)
長野県	794(—)
神奈川県	790(—)
愛知県	780(772)
広島県	760(—)
静岡県	745(—)
兵庫県	740(726)
岡山県	730(—)
山口県	710(675)
福岡県	710(—)
新潟県	690(587)
岐阜県	690(—)
京都府	688(661)
宮城県	685(—)
秋田県	670(570)
福島県	663(630)
三重県	663(—)
茨城県	660(—)
宮崎県	657(—)
青森県	650(—)
島根県	650(611)
熊本県	650(—)
千葉県	640(—)
沖縄県	640(—)
長崎県	630(611)
大分県	630(611)
香川県	623(—)
滋賀県	620(—)
山形県	619(—)
栃木県	610(580)
福井県	610(—)
山梨県	610(—)
高知県	610(598)
鹿児島県	610(—)
富山県	600(540)
石川県	600(—)
佐賀県	600(—)
岩手県	595(—)
愛媛県	580(551)
徳島県	570(542)
鳥取県	552(—)
奈良県	550(528)
和歌山県	550(—)
群馬県	445(—)

都道府県別報酬月額等の状況（議長・副議長・議員）

令和4年10月1日現在
(単位:千円)

議 長	
都道府県	議員報酬 (減額後)
東京都	1,271 (1,017)
愛知県	1,209 (—)
神奈川県	1,200 (—)
大阪府	1,170 (819)
北海道	1,160 (—)
埼玉県	1,144 (—)
京都府	1,120 (—)
広島県	1,113 (—)
千葉県	1,110 (—)
福岡県	1,110 (—)
兵庫県	1,080 (1,000)
静岡県	1,023 (—)
宮城県	1,020 (—)
岐阜県	1,020 (—)
三重県	1,020 (918)
福島県	1,010 (—)
茨城県	1,010 (—)
岡山県	1,000 (—)
長野県	996 (—)
栃木県	990 (—)
佐賀県	990 (—)
長崎県	990 (941)
新潟県	989 (890)
群馬県	980 (—)
滋賀県	980 (—)
山口県	980 (—)
大分県	980 (971)
宮崎県	980 (—)
沖縄県	980 (—)
愛媛県	970 (—)
熊本県	970 (—)
鹿児島県	970 (—)
奈良県	965 (860)
鳥取県	958 (—)
和歌山県	950 (—)
徳島県	950 (920)
島根県	940 (—)
香川県	940 (—)
青森県	910 (—)
秋田県	910 (—)
富山県	910 (—)
石川県	910 (—)
福井県	910 (—)
山梨県	910 (—)
山形県	904 (—)
高知県	900 (—)
岩手県	890 (—)

副 議 長	
都道府県	議員報酬 (減額後)
東京都	1,147 (918)
神奈川県	1,080 (—)
愛知県	1,064 (—)
北海道	1,040 (—)
京都府	1,030 (—)
大阪府	1,030 (721)
埼玉県	1,016 (—)
兵庫県	985 (924)
福岡県	980 (—)
千葉県	970 (—)
広島県	964 (—)
群馬県	920 (—)
岐阜県	920 (—)
宮城県	910 (—)
静岡県	904 (—)
福島県	900 (—)
茨城県	900 (—)
栃木県	900 (—)
三重県	900 (810)
岡山県	900 (—)
宮崎県	890 (—)
山口県	880 (—)
長崎県	880 (836)
長野県	870 (—)
愛媛県	870 (—)
熊本県	870 (—)
鹿児島県	870 (—)
新潟県	865 (779)
大分県	865 (861)
富山県	860 (—)
石川県	860 (—)
福井県	860 (—)
徳島県	860 (840)
佐賀県	860 (—)
滋賀県	850 (—)
香川県	850 (—)
奈良県	843 (750)
沖縄県	840 (—)
鳥取県	836 (—)
山梨県	820 (—)
島根県	820 (—)
高知県	820 (—)
青森県	810 (—)
秋田県	810 (—)
和歌山県	810 (—)
山形県	807 (—)
岩手県	800 (—)

議 員	
都道府県	議員報酬 (減額後)
東京都	1,022 (818)
愛知県	977 (—)
神奈川県	970 (—)
大阪府	960 (—)
大阪府	930 (651)
埼玉県	927 (—)
広島県	901 (—)
北海道	900 (—)
福岡県	890 (—)
千葉県	880 (—)
兵庫県	880 (840)
茨城県	850 (—)
岐阜県	850 (—)
宮城県	840 (—)
岡山県	840 (—)
山口県	840 (—)
静岡県	834 (—)
福島県	830 (—)
栃木県	830 (—)
群馬県	830 (—)
三重県	830 (747)
愛媛県	820 (—)
長野県	813 (—)
徳島県	810 (790)
滋賀県	800 (—)
香川県	800 (—)
佐賀県	800 (—)
長崎県	800 (760)
新潟県	792 (713)
青森県	780 (—)
秋田県	780 (—)
富山県	780 (—)
石川県	780 (—)
福井県	780 (—)
熊本県	780 (—)
大分県	780 (778)
宮崎県	780 (—)
鹿児島県	780 (—)
鳥取県	779 (—)
山形県	778 (—)
奈良県	778 (700)
岩手県	770 (—)
山梨県	770 (—)
和歌山県	770 (—)
高知県	770 (—)
島根県	760 (—)
沖縄県	750 (—)

特別職等の期末手当支給月数の改定状況

〈道〉

年度	特別職 (年間:月数)	一般職		
		(期末)	(勤勉)	(年間:月数)
平成14	3.50	3.50	1.15	4.65
平成15	3.30 (▲0.20)	3.00	1.40	4.40 (▲0.25)
平成16			↓	↓
平成17			1.45	4.45 (+0.05)
平成18				
平成19				
平成20				
平成21	3.10 (▲0.20)	2.75	1.40	4.15 (▲0.30)
平成22	2.95 (▲0.15)	2.60	1.35	3.95 (▲0.20)
平成23				
平成24				
平成25				
平成26	3.05 (+0.10)		1.45	4.05 (+0.10)
平成27	3.10 (+0.05)		1.50	4.10 (+0.05)
平成28	3.25 (+0.15)		1.70	4.30 (+0.20)
平成29	3.30 (+0.05)		1.80	4.40 (+0.10)
平成30	3.35 (+0.05)		1.85	4.45 (+0.05)
令和元	3.40 (+0.05)	2.60	1.90	4.50 (+0.05)
令和2	3.35 (▲0.05)	2.55	1.90	4.45 (▲0.05)
令和3	3.25 (▲0.10)	2.40	1.90	4.30 (▲0.15)
令和4		2.40	2.00	4.40 (+0.10)

〈国〉

特別職等 (年間:月数)	特別職等 (年間:月数)	一般職		
		(期末)	(勤勉)	(年間:月数)
3.50	3.50	3.50	1.15	4.65
3.30 (▲0.20)	3.00	3.00	1.40	4.40 (▲0.25)
			↓	↓
3.35 (+0.05)			1.45	4.45 (+0.05)
			↓	↓
			1.50	4.50 (+0.05)
3.10 (▲0.25)	2.75	2.75	1.40	4.15 (▲0.35)
2.95 (▲0.15)	2.60	2.60	1.35	3.95 (▲0.20)
3.10 (+0.15)			1.50	4.10 (+0.15)
3.15 (+0.05)			1.60	4.20 (+0.10)
3.25 (+0.10)			1.70	4.30 (+0.10)
3.30 (+0.05)			1.80	4.40 (+0.10)
3.35 (+0.05)			1.85	4.45 (+0.05)
3.40 (+0.05)	2.60	2.60	1.90	4.50 (+0.05)
3.35 (▲0.05)	2.55	2.55	1.90	4.45 (▲0.05)
3.25 (▲0.10)	2.40	2.40	1.90	4.30 (▲0.15)
3.30 (+0.05)	2.40	2.40	2.00	4.40 (+0.10)

都道府県別期末手当等の状況（知事・副知事・教育長・監査委員）

令和4年10月1日現在
（単位：千円）

知 事			
都道府県	給料月額	支給月数	支給額（減額後）
東京都	1,456	3.45	8,489（4,245）
千葉県	1,390	4.20	7,650（—）
神奈川県	1,450	3.25	7,276（—）
大阪府	1,520	3.95	7,205（4,916）
愛知県	1,379	3.25	6,956（—）
広島県	1,389	3.25	6,952（—）
兵庫県	1,340	3.25	6,806（4,764）
埼玉県	1,420	3.25	6,692（0）
岐阜県	1,340	4.15	6,673（—）
福岡県	1,350	3.25	6,646（—）
京都府	1,292	3.25	6,562（6,037）
北海道	1,380	3.25	6,503（4,552）
愛媛県	1,320	3.35	6,412（—）
宮城県	1,310	3.25	6,403（—）
茨城県	1,340	3.25	6,315（—）
岡山県	1,290	3.25	6,230（—）
群馬県	1,310	3.25	6,173（—）
静岡県	1,301	3.25	6,131（—）
富山県	1,300	3.25	6,126（—）
徳島県	1,300	3.25	6,126（—）
石川県	1,300	3.25	6,126（4,288）
福井県	1,300	3.25	6,126（—）
福島県	1,320	3.20	6,125（—）
長崎県	1,260	3.35	6,120（5,508）
長野県	1,292	3.25	6,088（—）
山口県	1,290	3.25	6,079（—）
栃木県	1,290	3.35	6,079（5,471）
山梨県	1,250	3.25	6,072（—）
香川県	1,285	3.25	6,056（—）
三重県	1,280	3.25	6,032（—）
新潟県	1,276	3.25	6,013（4,811）
和歌山県	1,210	3.25	5,938（5,582）
奈良県	1,214	3.25	5,910（—）
滋賀県	1,250	3.25	5,891（—）
熊本県	1,240	3.25	5,844（—）
大分県	1,240	3.25	5,844（5,611）
岩手県	1,230	3.25	5,797（—）
青森県	1,260	3.15	5,755（—）
山形県	1,240	3.20	5,754（—）
島根県	1,240	3.10	5,574（5,016）
高知県	1,220	3.10	5,484（—）
秋田県	1,210	3.10	5,438（4,351）
佐賀県	1,260	3.25	5,324（—）
宮崎県	1,240	3.25	4,836（—）
鹿児島県	1,240	3.25	4,836（—）
沖縄県	1,230	3.10	4,576（4,354）
鳥取県	1,151	2.69	4,489（—）

副知事			
都道府県	給料月額	支給月数	支給額（減額後）
東京都	1,189	3.45	6,932（—）
千葉県	1,110	4.20	6,109（—）
神奈川県	1,160	3.25	5,821（—）
愛知県	1,093	3.25	5,513（—）
広島県	1,091	3.25	5,460（—）
埼玉県	1,134	3.25	5,344（—）
兵庫県	1,050	3.25	5,333（4,533）
福岡県	1,080	3.25	5,317（—）
岐阜県	1,060	4.15	5,278（—）
京都府	1,023	3.25	5,196（4,988）
北海道	1,100	3.25	5,184（4,510）
茨城県	1,080	3.25	5,090（—）
静岡県	1,063	3.25	5,009（—）
群馬県	1,060	3.25	4,995（—）
宮城県	1,020	3.25	4,986（—）
大阪府	1,050	3.95	4,977（4,230）
岡山県	1,020	3.25	4,926（—）
愛媛県	1,010	3.35	4,906（—）
長崎県	990	3.35	4,809（4,472）
石川県	1,020	3.25	4,807（—）
福井県	1,020	3.25	4,807（—）
富山県	1,020	3.25	4,807（—）
山口県	1,020	3.25	4,807（—）
福島県	1,030	3.20	4,779（—）
栃木県	1,010	3.35	4,760（4,426）
三重県	1,010	3.25	4,760（—）
新潟県	999	3.25	4,708（4,002）
長野県	996	3.25	4,693（—）
徳島県	990	3.25	4,665（—）
大分県	990	3.25	4,665（4,521）
山梨県	960	3.25	4,663（—）
和歌山県	950	3.25	4,662（4,382）
香川県	980	3.25	4,618（—）
滋賀県	980	3.25	4,618（—）
奈良県	947	3.25	4,610（—）
熊本県	970	3.25	4,571（—）
岩手県	950	3.25	4,477（—）
青森県	970	3.15	4,430（—）
山形県	954	3.20	4,427（—）
島根県	970	3.10	4,360（4,010）
高知県	940	3.10	4,225（—）
佐賀県	990	3.25	4,183（—）
秋田県	930	3.10	4,180（3,553）
宮崎県	980	3.25	3,822（—）
鹿児島県	970	3.25	3,783（—）
沖縄県	970	3.10	3,608（3,434）
鳥取県	906	2.69	3,534（—）

教育長			
都道府県	給料月額	支給月数	支給額（減額後）
東京都	1,107	3.45	6,454（—）
神奈川県	950	3.25	4,767（—）
愛知県	905	3.25	4,565（—）
兵庫県	880	3.25	4,470（4,380）
茨城県	910	3.25	4,420（—）
埼玉県	937	3.25	4,416（—）
宮城県	900	3.25	4,399（—）
群馬県	930	3.25	4,383（—）
福岡県	880	3.25	4,332（—）
山梨県	890	3.25	4,323（—）
岡山県	890	3.25	4,298（—）
愛媛県	880	3.35	4,275（—）
北海道	900	3.25	4,241（3,902）
京都府	809	3.25	4,236（—）
岐阜県	850	4.15	4,233（—）
福井県	890	3.25	4,194（—）
大阪府	880	3.95	4,171（3,754）
山口県	880	3.25	4,147（—）
福島県	890	3.20	4,130（—）
広島県	810	3.25	4,054（—）
富山県	850	3.25	4,006（—）
新潟県	842	3.25	3,968（3,373）
栃木県	840	3.35	3,959（3,761）
静岡県	824	3.25	3,883（—）
長野県	823	3.25	3,878（—）
徳島県	820	3.25	3,864（—）
長崎県	770	3.35	3,852（3,660）
奈良県	766	3.25	3,844（—）
香川県	810	3.25	3,817（—）
三重県	808	3.25	3,808（—）
石川県	801	3.25	3,775（—）
滋賀県	800	3.25	3,770（—）
千葉県	662	4.30	3,730（—）
青森県	810	3.15	3,700（—）
和歌山県	750	3.25	3,681（—）
熊本県	770	3.25	3,629（—）
大分県	765	3.25	3,605（3,494）
岩手県	750	3.25	3,535（—）
島根県	775	3.10	3,484（3,237）
秋田県	770	3.10	3,461（2,941）
高知県	780	3.10	3,385（—）
山形県	715	3.20	3,318（—）
佐賀県	760	3.25	3,211（—）
宮崎県	780	3.25	3,042（—）
鹿児島県	770	3.25	3,003（—）
鳥取県	744	2.69	2,901（—）
沖縄県	720	3.10	2,678（2,549）

監査委員			
都道府県	給料月額	支給月数	支給額（減額後）
東京都	3.45	3.45	5,026（—）
埼玉県	3.25	3.25	3,996（—）
神奈川県	3.25	3.25	3,964（—）
大阪府	3.95	3.95	3,934（3,541）
愛知県	3.25	3.25	3,934（—）
北海道	3.25	3.25	3,817（—）
広島県	3.25	3.25	3,804（—）
兵庫県	3.25	3.25	3,759（3,721）
長野県	3.25	3.25	3,741（—）
岡山県	3.25	3.25	3,526（—）
千葉県	4.2	4.30	3,522（—）
静岡県	3.25	3.25	3,511（—）
京都府	3.25	3.25	3,495（3,495）
福岡県	3.25	3.25	3,495（—）
岐阜県	4.15	4.15	3,436（—）
宮城県	3.25	3.25	3,348（—）
山口県	3.25	3.25	3,346（—）
新潟県	3.25	3.25	3,252（2,764）
長崎県	3.35	3.35	3,152（3,057）
三重県	3.25	3.25	3,124（—）
茨城県	3.25	3.25	3,110（—）
福島県	3.2	3.20	3,076（—）
熊本県	3.25	3.25	3,063（—）
秋田県	3.1	3.10	3,012（2,560）
大分県	3.25	3.25	2,969（2,879）
青森県	3.15	3.15	2,969（—）
山梨県	3.25	3.25	2,963（—）
香川県	3.25	3.25	2,936（—）
滋賀県	3.25	3.25	2,922（—）
島根県	3.1	3.10	2,922（2,746）
福井県	3.25	3.25	2,875（—）
栃木県	3.35	3.35	2,874（2,731）
山形県	3.2	3.20	2,872（—）
石川県	3.25	3.25	2,828（—）
富山県	3.25	3.25	2,828（—）
愛媛県	3.35	3.35	2,817（—）
岩手県	3.25	3.25	2,804（—）
和歌山県	3.25	3.25	2,699（—）
徳島県	3.25	3.25	2,686（—）
奈良県	3.25	3.25	2,677（—）
高知県	3.1	3.10	2,647（—）
宮崎県	3.25	3.25	2,562（—）
佐賀県	3.25	3.25	2,535（—）
沖縄県	3.1	3.10	2,381（2,266）
鹿児島県	3.25	3.25	2,379（—）
鳥取県	2.69	2.69	2,153（—）
群馬県	3.25	3.25	2,097（—）

都道府県別期末手当の状況（議長・副議長・議員）

令和4年10月1日現在
（単位：千円）

議 長			
都道府県	議員報酬	支給月数	支給額（減額後）
東京都	1,271	3.45	6,358（5,086）
神奈川県	1,200	4.30	6,192（—）
愛知県	1,209	3.25	5,697（—）
千葉県	1,110	4.20	5,594（—）
北海道	1,160	3.25	5,467（—）
大阪府	1,170	3.85	5,405（—）
埼玉県	1,144	3.25	5,391（—）
広島県	1,113	3.25	5,245（—）
福岡県	1,110	3.25	5,231（—）
京都府	1,120	3.20	5,197（5,197）
兵庫県	1,080	3.25	5,090（—）
岐阜県	1,020	4.15	5,079（—）
静岡県	1,023	3.25	4,821（—）
長崎県	990	3.35	4,809（—）
宮城県	1,020	3.25	4,807（—）
三重県	1,020	3.25	4,807（—）
茨城県	1,010	3.25	4,760（—）
岡山県	1,000	3.25	4,713（—）
愛媛県	970	3.35	4,712（—）
長野県	996	3.25	4,693（—）
福島県	1,010	3.20	4,686（—）
栃木県	990	3.35	4,665（—）
新潟県	989	3.25	4,661（4,195）
滋賀県	980	3.25	4,619（—）
群馬県	980	3.25	4,618（—）
山口県	980	3.25	4,618（—）
大分県	980	3.25	4,618（4,576）
熊本県	970	3.25	4,571（—）
奈良県	965	3.20	4,477（—）
和歌山県	950	3.25	4,477（—）
徳島県	950	3.25	4,477（—）
香川県	940	3.25	4,430（—）
山梨県	910	3.25	4,420（—）
富山県	910	3.25	4,288（—）
石川県	910	3.25	4,288（—）
福井県	910	3.25	4,288（—）
島根県	940	3.10	4,225（—）
岩手県	890	3.25	4,195（—）
山形県	904	3.20	4,195（—）
佐賀県	990	3.25	4,183（—）
青森県	910	3.15	4,156（—）
秋田県	910	3.10	4,090（—）
高知県	900	3.10	4,046（—）
宮崎県	980	3.25	3,822（—）
鹿児島県	970	3.25	3,783（—）
鳥取県	958	2.69	3,737（—）
沖縄県	980	3.10	3,646（3,469）

副 議 長			
都道府県	議員報酬	支給月数	支給額（減額後）
東京都	1,147	3.45	5,737（4,590）
神奈川県	1,080	4.30	5,573（—）
岐阜県	920	4.15	5,481（—）
愛知県	1,064	3.25	5,014（—）
北海道	1,040	3.25	4,901（—）
千葉県	970	4.20	4,889（—）
埼玉県	1,016	3.25	4,788（—）
京都府	1,030	3.20	4,779（4,779）
大阪府	1,030	3.85	4,759（—）
兵庫県	985	3.25	4,642（—）
福岡県	980	3.25	4,618（—）
広島県	964	3.25	4,543（—）
群馬県	920	3.25	4,336（—）
宮城県	910	3.25	4,288（—）
長崎県	880	3.35	4,275（—）
静岡県	904	3.25	4,260（—）
茨城県	900	3.25	4,241（—）
三重県	900	3.25	4,241（—）
栃木県	900	3.35	4,241（—）
岡山県	900	3.25	4,241（—）
愛媛県	870	3.35	4,226（—）
福島県	900	3.20	4,176（—）
山口県	880	3.25	4,147（—）
熊本県	870	3.25	4,100（—）
長野県	870	3.25	4,099（—）
新潟県	865	3.25	4,076（3,669）
大分県	865	3.25	4,076（4,507）
石川県	860	3.25	4,053（—）
福井県	860	3.25	4,053（—）
富山県	860	3.25	4,053（—）
徳島県	860	3.25	4,053（—）
滋賀県	850	3.25	4,006（—）
香川県	850	3.25	4,006（—）
山梨県	820	3.25	3,983（—）
奈良県	843	3.20	3,911（—）
和歌山県	810	3.25	3,817（—）
岩手県	800	3.25	3,770（—）
山形県	807	3.20	3,744（—）
青森県	810	3.15	3,700（—）
高知県	820	3.10	3,686（—）
島根県	820	3.10	3,686（—）
秋田県	810	3.10	3,641（—）
佐賀県	860	3.25	3,634（—）
宮崎県	890	3.25	3,471（—）
鹿児島県	870	3.25	3,393（—）
鳥取県	836	2.69	3,261（—）
沖縄県	840	3.10	3,125（2,974）

議 員			
都道府県	議員報酬	支給月数	支給額（減額後）
東京都	1,022	3.45	5,112（4,090）
神奈川県	970	4.30	5,005（—）
愛知県	977	3.25	4,604（—）
京都府	960	3.20	4,454（4,454）
千葉県	880	4.20	4,435（—）
埼玉県	927	3.25	4,368（—）
大阪府	930	3.85	4,297（—）
長崎県	800	3.35	4,275（—）
広島県	901	3.25	4,246（—）
北海道	900	3.25	4,241（—）
岐阜県	850	4.15	4,233（—）
福岡県	890	3.25	4,194（—）
兵庫県	880	3.25	4,147（—）
茨城県	850	3.25	4,006（—）
愛媛県	820	3.35	3,983（—）
宮城県	840	3.25	3,959（—）
岡山県	840	3.25	3,959（—）
山口県	840	3.25	3,959（—）
静岡県	834	3.25	3,930（—）
群馬県	830	3.25	3,911（—）
三重県	830	3.25	3,911（—）
栃木県	830	3.35	3,911（—）
福島県	830	3.20	3,851（—）
長野県	813	3.25	3,831（—）
徳島県	810	3.25	3,817（—）
滋賀県	800	3.25	3,770（—）
香川県	800	3.25	3,770（—）
山梨県	770	3.25	3,740（—）
新潟県	792	3.25	3,732（3,359）
石川県	780	3.25	3,676（—）
福井県	780	3.25	3,676（—）
熊本県	780	3.25	3,676（—）
大分県	780	3.25	3,676（3,666）
富山県	780	3.25	3,676（—）
岩手県	770	3.25	3,629（—）
和歌山県	770	3.25	3,629（—）
山形県	778	3.20	3,610（—）
奈良県	778	3.20	3,609（—）
青森県	780	3.15	3,563（—）
秋田県	780	3.10	3,506（—）
高知県	770	3.10	3,461（—）
島根県	760	3.10	3,416（—）
佐賀県	800	3.25	3,380（—）
宮崎県	780	3.25	3,042（—）
鹿児島県	780	3.25	3,042（—）
鳥取県	779	2.69	3,038（—）
沖縄県	750	3.10	2,790（2,655）

知事・副知事・教育長の退職手当について

知事・副知事・教育長の退職手当制度

- 算出方法：給料月額 × 在職月数 × 支給割合 = 退職手当の額
- 退職手当額（在職月数は任期満了の場合）

区分	給料月額	在職月数	支給割合 ※H30.4.1改正	手当額 (減額後)	備考
知事	138万円	48月	49.3/100	3,266万円 (2,286万円)	減額率30%
副知事	110万円	48月	41.6/100	2,196万円	
教育長	90万円	36月	32.9/100	1,066万円	

令和4年10月1日現在

(単位:千円)

都道府県別退職手当の支給状況

知 事			
都道府県	給料月額	割合	支給額 (減額後)
神奈川県	1,450	60/100	41,760 (—)
埼玉県	1,420	60/100	40,896 (—)
秋田県	1,210	70/100	40,656 (34,558)
静岡県	1,301	65/100	40,591 (—)
兵庫県	1,340	63/100	40,522 (20,260)
千葉県	1,390	60/100	40,032 (—)
鹿児島県	1,240	66.7/100	39,680 (—)
宮城県	1,310	63/100	39,614 (—)
宮崎県	1,240	65/100	38,688 (—)
京都府	1,292	62/100	38,450 (—)
岩手県	1,230	65/100	38,376 (—)
愛知県	1,379	57/100	37,729 (—)
福井県	1,300	60/100	37,440 (—)
新潟県	1,276	61/100	37,361 (—)
岐阜県	1,340	58/100	37,306 (—)
栃木県	1,290	60/100	37,152 (—)
茨城県	1,340	56/100	36,019 (—)
群馬県	1,310	57/100	35,842 (—)
広島県	1,389	53.4/100	35,603 (—)
奈良県	1,214	60.9/100	35,488 (—)
滋賀県	1,250	59/100	35,400 (—)
岡山県	1,290	57/100	35,294 (—)
東京都	1,456	50/100	34,944 (—)
熊本県	1,240	58/100	34,522 (—)
三重県	1,280	56/100	34,406 (—)
福島県	1,320	53.6/100	33,961 (—)
福岡県	1,350	51.9/100	33,631 (—)
青森県	1,260	55/100	33,264 (—)
佐賀県	1,260	55/100	33,264 (—)
鳥取県	1,151	60/100	33,149 (—)
富山県	1,300	53/100	33,072 (—)
和歌山県	1,210	56.8/100	32,989 (—)
長野県	1,292	53/100	32,868 (—)
大分県	1,240	55.1/100	32,796 (32,408)
北海道	1,380	49.3/100	32,656 (22,859)
山形県	1,240	53/100	31,546 (—)
長崎県	1,260	52/100	31,450 (—)
石川県	1,300	50/100	31,200 (15,600)
徳島県	1,300	50/100	31,200 (—)
山口県	1,290	50/100	30,960 (—)
愛媛県	1,320	48.1/100	30,476 (—)
山梨県	1,250	50.2/100	30,120 (—)
香川県	1,285	48.3/100	29,791 (—)
沖縄県	1,230	50/100	29,520 (—)
島根県	1,240	49.4/100	29,403 (26,463)
高知県	1,220	48/100	28,109 (—)
大阪府	1,520	0/100	0 (—)

副 知 事			
都道府県	給料月額	割合	支給額 (減額後)
神奈川県	1,160	45/100	25,056 (—)
埼玉県	1,134	46/100	25,039 (—)
千葉県	1,110	45/100	23,976 (—)
兵庫県	1,050	47/100	23,688 (17,776)
鹿児島県	970	50/100	23,280 (—)
東京都	1,189	40/100	22,829 (—)
福島県	1,030	45.4/100	22,446 (—)
愛知県	1,093	42/100	22,035 (—)
福井県	1,020	45/100	22,032 (—)
北海道	1,100	41.6/100	21,965 (—)
群馬県	1,060	43/100	21,878 (—)
栃木県	1,010	45/100	21,816 (—)
茨城県	1,080	42/100	21,773 (—)
宮崎県	980	46/100	21,638 (—)
京都府	1,023	43/100	21,115 (—)
岐阜県	1,060	41/100	20,861 (—)
岩手県	950	45/100	20,520 (—)
福岡県	1,080	39.4/100	20,425 (—)
静岡県	1,063	40/100	20,410 (—)
広島県	1,091	38.5/100	20,162 (—)
新潟県	999	42/100	20,140 (—)
秋田県	930	45/100	20,088 (18,079)
宮城県	1,020	41/100	20,074 (—)
奈良県	947	43.5/100	19,773 (—)
富山県	1,020	40/100	19,584 (—)
岡山県	1,020	40/100	19,584 (—)
山口県	1,020	40/100	19,584 (—)
沖縄県	970	42/100	19,555 (—)
滋賀県	980	41/100	19,286 (—)
熊本県	970	41/100	19,090 (—)
徳島県	990	40/100	19,008 (—)
青森県	970	40/100	18,624 (—)
和歌山県	950	40.4/100	18,422 (—)
長野県	996	38/100	18,167 (—)
佐賀県	990	38/100	18,058 (—)
三重県	1,010	37/100	17,938 (—)
愛媛県	1,010	36.5/100	17,695 (—)
石川県	1,020	36/100	17,626 (—)
大分県	990	36.7/100	17,440 (17,237)
鳥取県	906	40/100	17,395 (—)
長崎県	990	36.6/100	17,392 (—)
香川県	980	36.7/100	17,264 (—)
山梨県	960	36.7/100	16,911 (—)
山形県	954	36.5/100	16,714 (—)
島根県	970	34.9/100	16,249 (15,437)
高知県	940	35/100	15,792 (—)
大阪府	1,050	20/100	10,080 (5,040)

教 育 長			
都道府県	給料月額	割合	支給額 (減額後)
鹿児島県	770	50/100	13,860 (—)
埼玉県	937	34/100	11,469 (—)
群馬県	930	33/100	11,048 (—)
北海道	900	32.9/100	10,660 (—)
東京都	1,107	26/100	10,362 (—)
神奈川県	950	30/100	10,260 (—)
茨城県	910	30/100	9,828 (—)
福井県	890	30/100	9,612 (—)
山口県	880	30/100	9,504 (—)
愛知県	905	29/100	9,448 (—)
岐阜県	850	30/100	9,180 (—)
宮城県	900	28/100	9,072 (—)
栃木県	840	30/100	9,072 (—)
静岡県	824	30/100	8,899 (—)
愛媛県	880	27.8/100	8,807 (—)
新潟県	842	29/100	8,790 (—)
福島県	890	27.1/100	8,683 (—)
秋田県	770	30/100	8,316 (7,484)
鳥取県	744	30/100	8,035 (—)
宮崎県	780	28/100	7,862 (—)
沖縄県	720	30/100	7,776 (—)
岡山県	890	24/100	7,690 (—)
富山県	850	25/100	7,650 (—)
福岡県	880	24/100	7,603 (—)
青森県	810	26/100	7,582 (—)
長野県	823	25/100	7,407 (—)
徳島県	820	25/100	7,380 (—)
滋賀県	800	25/100	7,200 (—)
奈良県	766	26.1/100	7,197 (—)
広島県	810	24.6/100	7,173 (—)
香川県	810	24.1/100	7,028 (—)
熊本県	770	25/100	6,930 (—)
岩手県	750	25/100	6,750 (—)
高知県	780	24/100	6,739 (—)
山形県	715	25/100	6,435 (—)
大阪府	880	20/100	6,336 (3,168)
山梨県	790	22.2/100	6,314 (—)
大分県	765	22.2/100	6,114 (6,045)
島根県	775	21.3/100	5,943 (—)
佐賀県	760	21/100	5,746 (—)
石川県	801	19/100	5,479 (—)
長崎県	770	19.2/100	5,322 (—)
京都府	809	18/100	5,243 (—)
千葉県	900	(2.511)	2,260 (—)
兵庫県	880	(2.511)	2,210 (—)
三重県	808	(2.511)	2,029 (—)
和歌山県	750	(2.511)	1,883 (—)

※ 支給額は任期を最大4年間(教育長は3年間)として算出

行政委員会委員の報酬の状況

1 法律上の規定

地方自治法第203条の2第2項

- ・非常勤の職員の報酬は、その勤務日数に応じて支給する。（原則、日額制により支給）
- ・ただし、条例で特別の定めをした場合はこの限りではない。

2 道の具体的な取扱い

日額・月額併用制

	支給額	支給対象業務	上限額の設定
日額部分	委員長・会長等 日額 27,000円 委員 日額 24,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会、総会等への出席 ・事務打合せ(出勤・事務所等) ・出張、外勤等の用務 ・事務所で行う裁決書等の作成 	日額部分の日数が一定日数以上となる場合は、 改正前の報酬月額を上限として支給
月額部分	改正前の報酬月額の1/2の報酬額	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外のすべての業務(事務所等での資料読み等) 	

※平成26年7月～ 北海道特別職職員報酬等懇談会に検討部会を設置し、委員報酬のあり方を検討

※平成27年6月～ 検討部会での議論や報酬等懇談会（平成27年2月開催）での意見を踏まえ、すべての委員会の報酬を月額制から「日額・月額併用制」に見直し

都道府県別各行政委員会委員長(会長)の報酬の状況

※月額・日額併用制の都道府県との比較①

令和4年4月1日現在

(単位:円)

教育委員会				公安委員会				選挙管理委員会				監査委員			
委員				委員長				委員長				議会選出			
都道府県	月額	都道府県	日額	都道府県	月額	都道府県	日額	都道府県	月額	都道府県	日額	都道府県	月額	都道府県	日額
愛知県	160,000	岡山県	30,000	愛知県	180,000	岡山県	35,000	愛知県	180,000	福岡県	35,500	広島県	106,000	岡山県	30,000
北海道	145,500	千葉県	27,000	北海道	162,500	千葉県	30,000	北海道	162,500	岡山県	35,000	愛知県	83,000	千葉県	27,000
奈良県	134,600	愛知県	24,000	奈良県	147,100	北海道	27,000	奈良県	147,100	千葉県	30,000	奈良県	76,300	愛知県	24,000
千葉県	120,000	北海道	24,000	千葉県	131,000	愛知県	26,000	広島県	122,000	香川県	30,000	宮城県	70,500	北海道	24,000
広島県	117,000	長野県	23,200	広島県	122,000	長野県	25,800	宮城県	120,500	北海道	27,000	千葉県	70,000	熊本県	23,100
福島県	105,000	熊本県	23,100	宮城県	120,500	熊本県	25,700	福島県	120,500	愛知県	26,000	北海道	70,000	広島県	22,200
宮城県	101,000	広島県	22,200	福島県	120,500	広島県	24,400	千葉県	120,000	長野県	25,800	福島県	68,500	三重県	21,000
宮崎県	91,500	三重県	21,000	宮崎県	112,000	栃木県	22,000	長崎県	113,000	熊本県	25,700	宮崎県	67,000	栃木県	20,000
青森県	89,000	栃木県	20,000	青森県	98,000	三重県	21,000	福岡県	107,000	広島県	24,400	栃木県	58,000	秋田県	20,000
栃木県	88,500	青森県	18,000	栃木県	97,000	青森県	20,000	栃木県	97,000	栃木県	22,000	三重県	57,000	青森県	18,000
長野県	66,300	宮城県	16,300	長野県	82,500	宮崎県	19,500	青森県	96,000	三重県	21,000	青森県	50,000	宮城県	16,300
三重県	65,000	福島県	16,000	熊本県	72,000	宮城県	19,300	宮崎県	91,500	青森県	20,000	秋田県	37,000	福島県	16,000
熊本県	61,000	宮崎県	15,600	三重県	71,000	福島県	17,500	秋田県	70,000	秋田県	20,000	熊本県	32,000	宮崎県	15,600
岡山県	35,000	奈良県	10,900	岡山県	45,000	奈良県	11,900	三重県	65,000	宮崎県	19,500	岡山県	20,000	奈良県	6,200
								長野県	64,300	宮城県	19,300				
								熊本県	63,000	福島県	17,500				
								岡山県	45,000	長崎県	15,000				
								香川県	41,000	奈良県	11,900				

